

# 平成 28 年 11 月

## 遊佐町農業委員会第 8 回総会議事録

1. 開催日程 平成 28 年 11 月 25 日（金） 午後 2 時 00 分～4 時 00 分
2. 場 所 遊佐町役場 2 階 202 会議室
3. 会議に付した議案

報告事項 1 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

議第 36 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について

議第 37 号 非農地証明願いについて

議第 38 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について

議第 39 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について

議第 40 号 農地法第 3 条の規定による賃貸借権設定許可申請について

議第 41 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請について

議第 42 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による  
農用地利用集積計画の決定について

#### 4. 出席委員 (16 名中 13 名)

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	今井 彰	2	佐藤 重一	3	伊原ひとみ	4	池田 俊明
5	齋藤 誠喜	6	石垣 敏勝			8	渡会 健
		10	荒生あや子	11	今野 一彦		
13	本間 克修	14	菅原 寛志	15	佐藤 充	16	高橋 正樹

#### 5. 欠席委員 (3 名)

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
7	川俣 義昭	9	菅原 幸男	12	鈴木 寿一		

#### 6. 事務局出席者 (3 名)

佐藤廉造事務局長、太田英敦係長、佐藤 結主事

7. 関係機関・団体等その他出席した者 (0 名 なし)
8. 会議の概要

事務局長	<p>定刻になりましたので遊佐町農業委員会 11 月定例会を開催します。 はじめに、事務局より本日の出欠状況の報告をお願いします。 (事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
6 番石垣敏勝委員	<p>本日の出欠状況について報告いたします。 7 番川俣義昭委員、9 番菅原幸男委員、12 番鈴木寿一委員、届出欠席以上、 欠席委員 3 名、出席委員 13 名で過半数の委員が出席しておりますので、「農 業委員会等に関する法律、第 27 条第 3 項の規定」により、本総会は成立し ております。 以上です。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。それでは高橋会長よりご挨拶をお願いします。</p>
会長	<p>皆さんもご存知のとおり、長かったアメリカの大統領選もトランプ氏が勝 利しました。クリントン氏が当選するだろうと思っていたにも関わらず、ト ランプ氏が逆転勝利したことに皆さんも驚かれていますと思います。そして、 トランプ氏は TPP に反対表明をしています。それにもかかわらず日本政府 は TPP の議決に向けて審議中であります。この先どうなっていくのか不安 でなりません。 また、毎日のように新聞を賑わせております農協改革ですが、全農を潰す 方向で進んでいるようにしか思えません。我々末端の農家の事を考えている のか疑問に思えます。2 年後の平成 30 年はどうなるのか不安になってきて いるところです。 それから、本日で最後の総会となってしまいました。本当に 3 年間ご苦労 さまでした。そしてありがとうございました。12 月 1 日から新しい体制で 農業委員会がスタートします。これからも皆さんで協力して遊佐町の農業振 興に努力して協力していきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願い致 します。 本日は、11 月定例総会に提出されました全議案に対し、慎重審議下さい ますようお願いしまして、挨拶と致します。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。 それでは、会議の議長は「遊佐町農業委員会 会議規則第 4 条の規定」に より、会長があたることになっておりますので、高橋会長より議長をお願い します。</p>
議長	<p>それでは、議事に入る前に、会議規則第 13 条の規定による、議事録署名 人の選任を行います。 恒例によりまして、議長の私から指名させていただくことに、ご異議ござ いませんか。 (異議なしの声) では 10 番荒生あや子 委員、11 番今野一彦 委員にお願いします。 なお、書記は、事務局の佐藤主事を指名します。 始めに、報告事項の番号 1 について、事務局より説明願います。 (事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>

事務局長	(報告事項、朗読説明)
事務局	<p>補足説明いたします。総会議案書の2頁をご覧ください。</p> <p>報告事項1.農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について合計13件、全て農地法第3条の許可不要の取得事由の届出の受理となっております。</p> <p>個別にご説明いたします。</p> <p>番号34 計13筆、31,303 m<sup>2</sup></p> <p>番号35 計8筆、31,289 m<sup>2</sup></p> <p>番号36 計7筆、16,069 m<sup>2</sup></p> <p>番号37 計6筆、5,556 m<sup>2</sup></p> <p>番号38 計1筆、531 m<sup>2</sup></p> <p>番号39 計5筆、2,146 m<sup>2</sup></p> <p>番号40 計3筆、2,741 m<sup>2</sup></p> <p>番号41 計5筆、5,697 m<sup>2</sup></p> <p>番号42 計1筆、2,213 m<sup>2</sup></p> <p>番号43 計8筆、26,116 m<sup>2</sup></p> <p>番号44 計2筆、2,053 m<sup>2</sup></p> <p>番号45 計1筆、6,480 m<sup>2</sup></p> <p>番号46 計3筆、19,943 m<sup>2</sup></p> <p>以上13件、全て相続による所有権の取得です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>只今の報告事項について、何か質問・意見等はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>無いようですので以上で報告事項を終了し、引き続き議事に移ります。議第36号 農地法第18条第6項の規定による通知受理について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局より補足説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>ご説明いたします。</p> <p>農地法第18条第1項第2号、農地の引き渡し期限前、6箇月以内に成立した合意解約が書面で明らかたため、通知の受理のみで足りる内容となっております。</p> <p>個別に説明いたします。</p> <p>番号106 計4筆、9,896 m<sup>2</sup></p> <p>解約の事由は借人の変更のため、解約後は 議第42号(2)番号386で第三者と契約の予定です。</p>

番号 107 計 1 筆、2,851 m<sup>2</sup>

解約の事由は借人の変更のため、解約後は議第 42 号(2)番号 386 で第三者と契約の予定です。

番号 108 から番号 114 までは、農地中間管理機構を通して契約をしていたもので、受け手の変更のために、現在の受け手と農地中間管理機構であるやまがた農業支援センターとの契約を解約するものです。

よって貸人はすべて(公財)やまがた農業支援センター理事長細谷知行さんです。

番号 108 計 3 筆、8,916 m<sup>2</sup>

解約後は 12 月総会でマッチングの予定です。

番号 109 計 1 筆、4,276 m<sup>2</sup>

解約後は 12 月総会で農事組合法人杉沢とマッチングの予定です。

番号 110 計 4 筆、17,706 m<sup>2</sup>

解約後は 12 月総会でマッチングの予定です。

番号 111 計 3 筆、17,838 m<sup>2</sup>

解約後は 12 月総会でマッチングの予定です。

番号 112 計 1 筆、3,530 m<sup>2</sup>の内 2,970 m<sup>2</sup>、

解約後は 12 月総会でマッチングの予定です。

番号 113 計 1 筆、952 m<sup>2</sup>

解約後は 12 月総会でマッチングの予定です。

番号 114 計 1 筆、958 m<sup>2</sup>

解約後は 12 月総会でマッチングの予定です。

番号 108 から 114 の解約事由をご説明致します。

番号 108 についてですが、認定農業者の借人が耕作していましたが、昨年  
のマッチングの際、結いの里に結びついてしまったため、改めてマッチング  
先を直すためです。

番号 109 は、出し手の方が他にも結いの里に出している筆を持っていたた  
め、一式結いの里に結びついており、今回解約の申請地も混ざっていたため  
今回杉沢とマッチングする次第です。

番号 110、111 については、最近ご相談があったもので、今までは結いの  
里の構成員が耕作していたようでしたが、個人の認定農業者の方をお願いす  
ることになったとお話がまとまった状態で来庁されましたので、出先が変わ  
るという事です。

番号 112 ですが、内面積になっていますが、内面積の 2,970 m<sup>2</sup>については  
12 月総会でマッチングされます借手の方が耕作しており、残りの面積につ  
いてはアグリ南西部の構成員の方が耕作している田ということで、畦畔もき  
ちんとあることから今回の申請になりました。

番号 113、114 については、畦畔なしで繋がっている所でこのほかにも 2  
筆くっついていまして、そこを借人が耕作するという事でした。ライスフ  
ァームは先月の総会で認定になったばかりですが、その後にお越しになった

	ので改めて解約してきちんとした相手先につけるといふ事になりました。 以上です。
議長	ただいまの事務局からの議案説明について質疑を行います。何か質問・意見等ございませんか。 (8 番渡会健委員が挙手し、議長が指名する)
8 番渡会健委員	遊佐地区の法人の説明では、一度法人に入ったら 10 年間は抜けることができないという話でしたが、今の話だと特殊の事情だとは思いますが、こういう場合は解約をして新たに中間管理機構で受け手になっている方とマッチングできるのですか。
議長	事務局、説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	ご説明致します。 支援センターをとおした契約を使って法人に結びつけをおこなったわけですが、10 年間なかなか解約できないというのは、土地の所有者が中間管理機構に土地を貸付けることによって補助金が発生していることから、その契約が基本的には 10 年間という前提で地域集積協力金などが発生していますので、出し手と中管理機構とは 10 年間解約できませんが、中間管理機構と受け手の契約については、きちんと集積が図られるというのが大前提ですが場合によっては、中間管理機構と受け手の変更は可能という事でした。
議長	他に何かありませんか。 (14 番菅原寛志委員が挙手し、議長が指名する)
14 番菅原寛志委員	渡会委員と質問が重複するのですが、補助金関係の返還など発生するのですか。
議長	事務局、説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	ご説明致します。 今回の場合、補助金の返還は発生しません。
議長	他に何かありませんか。 (質問・意見なし) 無いようですので、お諮りします。 議第 36 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、原案のとおり受理する事に決定いたします。 次に議第 37 号 非農地証明願いについて事務局の説明を求めます。
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	それでは説明いたします。議案書は 8 頁をご覧ください。 番号 7、計 1 筆、388 m <sup>2</sup> 昭和 54 年に倉庫を建築して 35 年以上経過しており、農地に復元することが著しく困難で、復元しても農地として継続利用ができない状況です。 農地への復元は困難であることから、現況非農地として証明してよろしいかご審議をお願いします。 なお、申請地は都市計画区域外、農用地区域外、土地改良事業の受益地内

	<p>となっておりますが、決裁金を支払うことで申請人と日向川土地改良区とは調整済みです。</p> <p>審査基準書の3頁に位置図と字限図、4頁に現況写真を掲載しております。</p> <p>先日、佐藤重一土地専門副部長、今野一彦委員の2名で現地調査をおこなっておりますので、現地調査の報告をお願いします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは2番佐藤重一土地専門副部長より現地調査の報告を願います。</p> <p>(2番佐藤重一委員が挙手し、議長が指名する)</p>
2番佐藤重一委員	<p>11月18日現地を見て来ました。現状、畑を通らないと出られない状況で宅地の一部となっていました。農業委員会とは関係ないかもしれませんが、空家バンクに登録することも考えまして非農地がいいと思います。</p>
議長	<p>それでは、11番今野一彦委員より現地調査の報告を願います。</p> <p>(11番今野一彦委員が挙手し、議長が指名する)</p>
11番今野一彦委員	<p>私も佐藤委員と同じで非農地として認めてもいいのではないかと見て来ました。</p>
議長	<p>ただいまの議案の事務局説明、現地調査委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>議第37号 非農地証明願いについて原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第37号について原案のとおり非農地として証明する事に決定いたします。</p> <p>次に議第38号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	<p>(議案書、朗読説明)</p>
議長	<p>事務局より補足説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>補足説明申し上げます。議案書は10頁をご覧ください。</p> <p>審査基準書は5頁をご覧ください。</p> <p>農地法第3条による所有権移転許可申請で、第3条第2項の各号に掲げる効率利用、下限面積、調和要件等の不許可要件には該当しないと考えます。個別にご説明いたします。</p> <p>番号5 計1筆、269㎡</p> <p>こちらは、隣接する建物の所有権移転に伴い、農地も処分するという譲渡人の希望によるもので、10aあたり10万円、総額26,900円で売買による所有権移転です。</p>

	<p>なお、佐藤重一委員に現地調査をお願いしておりますので、後程報告をお願い致します。</p> <p>番号6 計1筆、218㎡</p> <p>贈与による所有権移転です。こちらは、不在地主である譲渡人がこれまで相対で貸付していた畑で、耕作者が亡くなったため、譲受人に譲る形で処分をするものです。</p> <p>こちらについては渡会健委員へ現地調査を依頼していますので、後程報告をお願い致します。</p> <p>番号7 計1筆、224㎡</p> <p>10aあたり40万円、総額8万9600円で売買による所有権移転です。こちらは一部が高速道路用地として収用予定の砂丘畑で、現在の持ち主が行方不明で、生死も不明のため、相続も出来ず、国交省への売買が出来ない状態です。そのため裁判所へ申し出をし、不在者財産管理人をたて、隣接する畑を所有する譲受人へ所有権移転をするものです。</p> <p>こちらについては、伊原ひとみ委員へ現地調査を依頼していますので、後程報告をお願い致します。</p> <p>番号8 計3筆、8,204㎡</p> <p>こちらは、双方の希望によるもので、10aあたり20万円、総額164万800円で売買による所有権移転です。こちらについては、営農計画書を提出していただいております。取得後はユズを植える予定とのことです。</p> <p>なお、佐藤充委員へ現地調査を依頼していますので、後程報告をお願い致します。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、番号5について2番佐藤重一委員より報告願います。</p> <p>(2番佐藤重一委員が挙手し、議長が指名する)</p>
2番佐藤重一委員	<p>番号5についてですが、16日に現地を見て来ました。譲渡人が体調を悪くしてしまい、農地を手放したいということで今回売買となりました。申請地の脇には譲渡人の小屋が建っておりますが、同業者の方が買ったようです。その方は農家でない為、今回申請地は親戚の譲受人が買うとのことでした。現在、申請地は5年ほど耕作しておりませんが、耕運すればすぐに作付けできる状態なので問題無いと思います。</p>
議長	<p>それでは、番号6について12番渡会健委員より報告願います。</p> <p>(12番渡会健委員が挙手し、議長が指名する)</p>
12番渡会健委員	<p>同じく16日に現地確認に行つて来ました。今まで、借りて耕作されていたとの事で、現在も作付けされている物もあれば収穫済の物もありました。今まできちんと管理されていたようです。耕作していた方が亡くなられて作る方がいなくなった為、どうしようかという事で譲受人への譲渡というお話でした。譲受人にお話を聞いた所、自分が作れるうちは耕作するという返答でした。</p>
議長	<p>それでは、番号7について3番伊原ひとみ委員より報告願います。</p>

	(3 番伊原ひとみ委員が挙手し、議長が指名する)
3 番伊原ひとみ委員	昨日、現地調査と譲受人の奥さまとお話することが出来ました。現地の方は、春頃に同じ地区の方が耕したようでしたが、現在は草が生えているいきましたが、荒れているというような状態ではありませんでした。事務局の説明にあったようなお話で譲受人が取得するという事で、現在はこのような状態ですが、まだ何を耕作するかは決めていないようでしたが、春には自分の土地と一緒に作物を植える予定でいるというお話でしたので問題無いと思います。
議長	それでは、番号 8 について 15 番佐藤充会長代理より報告願います。 (15 番佐藤充委員が挙手し、議長が指名する)
15 番佐藤充委員	報告致します。審査基準書 7 頁下段をご覧ください。以前も一度申請を出しましたが、当時の申請地は残土があったり、鉄板やバックフォーが置いてあったりと整地にしなければ許可を出すことが出来ない旨をお話しました。現在は砂で更地になっておりました。申請地の北側に法面があり、木が 5～9m 生えている状態でした。東側はきれいになっておりました。営農計画を見ますと譲受人は高齢であります、頑張るという事で元々譲受人は建設会社を営んでいたことから砂採取の心配もありますが、10 年間は営農計画に基づき耕作するという事なので、今後も見えていかなければならないと思います。
議長	ただいまの議案の事務局説明、現地調査委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。 (14 番菅原寛志委員が挙手し、議長が指名する)
14 番菅原寛志委員	番号 8 についてですが、充会長代理からもお話がありましたが、農業委員会の立場として営農計画書の審査とか作物の不適などその辺の意見関係は出しているわけですか。
議長	事務局、説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	ご説明致します。ユズということであまり遊佐町では聞かないと思いますが、営農計画書自体にあまり拘束力がありません。法律には営農計画書の提出は必須事項では求められておらず、あくまでいつも読み上げております、効率利用、下限面積、調和要件等をクリアしていれば営農計画書、そのものについては必須ではないのでどこまで厳しく見るか明確ではありません。例えば農機具が全く無いのに畑をするというのは現実的ではないので許可要件に当てはまらないと思うのですが、例えばその作物はよくてこの作物は認められないという事には法律上要件として求められていないというのが現状です。営農計画書で耕作物まで突き詰めてお話するまでには至っておりません。
14 番菅原寛志委員	会長代理もおっしゃっていましたが、今後も継続的に見ていく必要があると思います。



議長	<p>以前から川俣委員が言っていたように、我々農業委員は許可を出すだけでなく、農地としてきちんと耕作されているか見ていかななくてはならないと思います。ただ農業委員会が許可するのではなく、許可が下りてから 2、3 年後まで農業委員会で耕作されているか確認しなければならないと思います。</p> <p>他に何かありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p> <p>それではここで質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第 38 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について原案のとおり可決する事に賛成の方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 38 号について原案のとおり許可する事に決定いたします。</p> <p>次に、議第 39 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について、事務局の説明を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局より補足説明願います。</p> <p style="text-align: center;">(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>補足説明申し上げます。審査基準書は 8 頁をご覧ください。</p> <p>農地法第 3 条による使用貸借権設定許可申請で、第 3 条第 2 項の各号に掲げる効率利用、下限面積、調和要件等の不許可要件には該当しないと考えます。</p> <p>番号 3 計 2 筆、3,690 m<sup>2</sup></p> <p>二人は親子で、経営移譲のための使用貸借権の設定です。農業者年金の受給は関係のない、経営移譲のためです。期間は 10 年となっております。</p>
議長	<p>ただいまの事務局の説明に対し何か質問意見等はございますか。</p> <p style="text-align: center;">(質問・意見なし)</p> <p>それではここで質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第 39 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について原案のとおり可決する事に賛成の方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 39 号について原案のとおり許可する事に決定いたします。</p> <p>次に、議第 40 号 農地法第 3 条の規定による貸借権設定許可申請について、事務局の説明を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局より補足説明願います。</p> <p style="text-align: center;">(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>

事務局	<p>補足説明申し上げます。審査基準書は 9 頁をご覧ください。</p> <p>農地法第 3 条による賃貸借権設定許可申請で、第 3 条第 2 項の各号に掲げる効率利用、下限面積、調和要件等の不許可要件には該当しないと考えます。</p> <p>番号 4 計 4 筆、4,630 m<sup>2</sup>  期間は 10 年、単価は 2,500 円で新規に設定です。</p> <p>番号 5 計 1 筆、2,378 m<sup>2</sup>  期間は 10 年、単価は 2,500 円で新規に設定です。</p> <p>番号 4、5 はいずれも新規就農の借人が借り受けます。</p> <p>現在既に一部の農地を相対で借りて、桑等を栽培しており、農業振興係へ認定新規就農者の申請中です。</p>
議長	<p>ただいまの事務局の説明に対し何か質問意見等はございますか。</p> <p>(13 番本間克修委員が挙手し、議長が指名する)</p>
13 番本間克修委員	<p>桑を植えて蚕を育てるという事ですが、遊佐町でも桑を植えて蚕を育てていた方いましたが、今は皆さん辞めているわけですが、今桑を育てるといふ事はこういった目的があるのですか。</p>
議長	<p>事務局、説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>ご説明致します。私も一度、譲受人と一緒に普及課に相談に行った際、お話していたのですが、養蚕については、譲受人のお母さんが主にやりたいという思いがある様です。本間委員からもお話がありましたが、養蚕をやっている方が少ない分、実は需要はあるようで生産すれば買って頂けるようです。それがただし、経営出来るほどの収入に結びつくかと言うと、そこは現実的ではないということで、普及課からも養蚕だけで農家をやっていくのは厳しいのではないかというご指摘も頂きました。桑の他には、うるいや行者ニンニクなども植えたいとお話していました。うるいについては申請地周辺の農家の方にご指導なども頂いているようです。</p>
議長	<p>その他何かありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>それではここで質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第 40 号 農地法第 3 条の規定による賃貸借権設定許可申請について原案のとおり可決する事に賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 40 号について原案のとおり許可する事に決定いたします。</p> <p>次に、議第 41 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	<p>(議案書、朗読説明)</p>
議長	<p>事務局より補足説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>

事務局	<p>それでは説明いたします。議案書の 16 頁をご覧ください。</p> <p>番号 7 番 計 1 筆、95 m<sup>2</sup></p> <p>申請地は宿町二集落の東側に位置し、住宅が連たんした区域内にあり、貸家として利用するための住宅の駐車場用地として利用するため申請したものです。</p> <p>申請地は都市計画区域内、農業振興地域外、土地改良受益地外となっており、おおむね 300m 以内に JR 吹浦駅があり、第 3 種農地と判断されます。駐車場用地で住宅に接続していること、土地改良施設への影響もないこと、周辺農地への影響もないことから許可相当と判断されます。</p> <p>詳しくは、審査基準書の 10 頁に位置図と字限図、11 頁に現地調査写真、12 頁に意見書（案）、13 頁に立地基準、14 頁に一般基準を掲載しております。</p> <p>先日、佐藤重一土地専門副部長、佐藤充部会員の 2 名で現地調査を行っておりますので、報告をお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、2 番佐藤副部長より報告願います。</p> <p>（2 番佐藤重一委員が挙手し、議長が指名する）</p>
2 番佐藤重一委員	<p>18 日に現地調査を行って来ました。現地調査写真を見ても分かるように申請地に行くには幅の狭い未舗装道路を通らなければならず、奥まっていますが、申請地奥の白い建物が貸し家となっている宅地のようなようです。車 3 台くらいを停めるとなっていますが、3 台停めるにはぎりぎりだとは思いますが、許可相当と見てきました。</p>
議長	<p>それでは、15 番佐藤充部会員より報告願います。</p> <p>（15 番佐藤充委員が挙手し、議長が指名する）</p>
15 番佐藤充委員	<p>佐藤委員からも説明がありましたが、現在は野菜が作付けされておりましたが、駐車場が無いということで許可相当と思います。</p>
議長	<p>それでは、事務局からの議案説明、現地調査委員からの報告がありましたが、発言のある方は挙手願います。</p> <p>（質問、意見なし）</p> <p>それではここで質疑を終了し採決をいたします。</p> <p>議第 41 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>（出席委員全員挙手）</p> <p>全員賛成ですので、議第 41 号について、原案のとおり許可相当の意見書を添付して県知事に進達する事に決定いたします。</p> <p>次に、議第 42 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明を求めます。</p> <p>（事務局長が挙手し、議長が指名する）</p>
事務局長	<p>（議案書、朗読説明）</p>
議長	<p>事務局より補足説明願います。</p>

	(事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	<p>それでは、補足説明致します。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、遊佐町長から農用地利用集積計画の決定を求められております。</p> <p>内訳は、(1)所有権移転が1件、(2)利用権の設定が348件となっております。</p> <p>計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>個別に説明いたします。</p> <p>(1)所有権移転</p> <p>番号17 計7筆、3,093 m<sup>2</sup></p> <p>10aあたり96,993円、総額30万円で売買による所有権移転です。こちらは譲渡人の西野にある畑を全て譲受人に譲るもので、譲渡人の希望によるものです。譲受人は認定農業者に申請中です。現地調査を池田委員、荒生委員にお願いしております。後程報告をお願い致します。</p> <p>(2)利用権設定</p> <p>番号383 計6筆、14,644.40 m<sup>2</sup></p> <p>期間は5年、単価は10aあたり16,000円で同一人と再設定です。借人は認定農業者です。</p> <p>番号384 計2筆、6,202 m<sup>2</sup></p> <p>期間は10年、単価は10aあたり19,000円と14,000円で、同一人と再設定です。借人は認定農業者です。</p> <p>番号385 計3筆、18,023 m<sup>2</sup></p> <p>期間は3年、単価は10aあたり17,000円で同一人と再設定です。借人は認定農業者です。</p> <p>番号386 計5筆、12,747 m<sup>2</sup></p> <p>期間は10年、単価は10aあたり17,000円と11,000円で新規に設定です。借人は認定農業者です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、所有権移転について4番池田俊明委員より報告願います。</p> <p>(4番池田俊明委員が挙手し、議長が指名する)</p>
4番池田俊明委員	<p>報告致します。航空写真を見ても分かるように荒廃農地に該当になっている箇所もありますが、譲受人は森林組合にお勤めしておりますし、認定農業者にもなっておりますので問題無いと思います。</p>
議長	<p>そそれでは、10番荒生あや子委員より報告願います。</p> <p>(10番荒生あや子委員が挙手し、議長が指名する)</p>
10番荒生あや子委員	<p>11月18日に現地調査に行って来ました。航空写真を見ても申請地がどこなのか分かりませんでした。天気も良かったので近くで農作業をしている方に聞きながら一筆ごと見て来ました。草が生えているところもあれば、林のような状態の所もありました。これから木を切り作付けできる状態にする</p>

	<p>のは大変ではないかという印象を受けました。譲受人と接見する機会が無かったのを耕作するのかお聞きすることが出来ませんでしたので、先ほど会長もおっしゃったように今後何年間は見えていく必要があるのではないかと思います。1年後2年後、耕作していないようでしたら何らかの適切な指導をしていかなければいけないと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>この案件につきましては、農地利用調整委員会が開催されておりますので、佐藤充委員長より報告をお願いします。</p> <p>(15番佐藤充委員が挙手し、議長が指名する)</p>
15番佐藤 充委員	<p>11月18日に、この会議室で4名の委員が出席して、農地利用調整委員会を開催しましたが、全ての案件について、特に問題なしとして審議し、本総会に提出しております。</p>
議長	<p>それでは、質疑に入ります。</p> <p>只今の事務局の説明に対し何か質問意見等はございますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>よろしいですか。それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>議第42号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第42号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案の通り許可することに決定いたします。</p> <p>以上で議事を終了いたしますが、その他何かございますか。</p> <p>(委員、事務局共になし)</p> <p>無いようですので、これで11月の定例総会を閉会いたします。</p> <p>ご協力ありがとうございました</p>